

富山市立図書館資料収集要綱

(基本方針)

第1条 この要綱は、富山市立図書館条例に定める図書館奉仕を有効、適切に行うため、図書館資料の収集範囲・方法等に関し必要な事項を定める。

第2条 図書館資料の収集に当っては、図書館法の趣旨にのっとり、富山市民及び利用者に対し、新鮮かつ多様な出版物及びその他の情報資料を積極的に紹介するとともに、求めに応じて適時に提供できるよう配慮しつつ、有益で魅力ある蔵書の構成に努める。

(範囲)

第3条 収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物等の印刷資料、電子図書等の情報資料とする。

第4条 収集する資料の内容は、全分野にわたり、基礎的、入門的なものから専門的なものに及ぶものとする。

- (1) 教養及び学習に資する資料
- (2) 調査研究に資する資料
- (3) 日常生活の維持向上に資する資料
- (4) 趣味及びレクリエーションに資する資料

第5条 資料の収集は、協力関係にある図書館及び類縁機関の蔵書をも考慮して行う。

(方法)

第6条 資料の収集は、年次計画に基づき、計画的に行う。

第7条 資料の入手は、購入のほか、受贈、受託、管理替え等最も適切な方法により行う。

第8条 資料の選定は、日常の奉仕に携わる専門職員の合議を踏まえ、次の諸点に留意して行う。

- (1) 資料の選定に当っては、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会、1979年）の趣旨に基づき、公平で幅広い視野をもって行う。
- (2) 資料の評価においては、主題分野、専門性等、利用者ニーズへの適合性に留意するとともに、記載内容の正確性、新規性、創造性のほか、表現方法、造本、価格等の適否もチェックする。
- (3) 選定採否の判定は、既蔵書の構成及び利用度にも配慮しつつ、重複又は欠本などの状況に応じて行い、利用者ニーズ及び出版傾向に対応した全蔵書の体系化を図る。

(分野別収集方針)

第9条 基本図書については、全分野にわたり、基礎的、入門的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

第10条 参考調査に資するため、必要な参考図書を幅広く収集する。

- (1) 書誌、目録、索引
- (2) 辞典、便覧、図鑑
- (3) 年表、名簿、年鑑
- (4) 統計、白書

第11条 郷土資料及びそれに準ずる資料については、重点的に収集する。

- (1) 富山県及び富山市を中心に、関連性の深い地方の歴史、風土、芸術、文化、産業等の実情及び変遷を記録した資料
- (2) 富山県出身者の著作
- (3) 富山市の作成・発行した資料
- (4) 富山県や県内他市町村等の発行した行政資料

第12条 逐次刊行物については、新聞、雑誌等を幅広く収集する。

- (1) 新聞
官公庁刊行紙、商業紙、政党紙、書評紙等
- (2) 雑誌
総合雑誌、実用雑誌、文芸雑誌、研究紀要等

第13条 電子図書については、市民の調査・研究に役立つものを収集する。

第14条 楽譜については、図書形態で一定の評価が得られたものを中心に収集する。

第15条 児童図書等については、児童に読書の興味を呼び起こし、豊かな想像力を養い、健全な人格形成に役立つものを収集する。

- (1) 児童図書
読み物、学習に役立つ主題図書、参考図書、絵本
- (2) 児童雑誌
- (3) 紙芝居

(収集の基準)

第16条 収集の具体的な基準は、別紙「富山市立図書館資料収集に関わる指針」による。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。